

災害時の随意契約の活用等

- 令和元年6月に公共工物品確法が改正・施行され、災害時の緊急度に応じた随意契約等の活用、予定価格の設定に当たっての見積もりの活用が法律上明記。
- 災害発生後の緊急対応にあたっては、災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実に施工が可能な者を選定し、書面での契約を行う。
- 概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能。

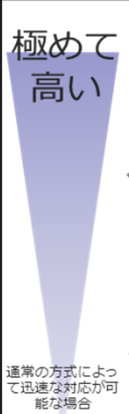
公共工物の品質確保の促進に関する法律（品確法）（令和元年6月7日改正、令和元年6月14日施行）

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

二 （略）災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続きの透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急度に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

○入札契約方式の適用の考え方

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	 極めて高い 通常の方式による迅速な対応が可能	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

（参考）

○発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月）

（公表URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshishin.html）

○災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の基本的考え方や手続きにあたっての留意点や工夫、過去の具体的な事例や様式等をまとめている。

（公表URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000082.html）

○適用例

【業務】

- ・緊急点検、災害状況調査、航空測量等の発災後の状況把握
- ・下記工事に関連する測量、調査及び設計業務 等

【工事】

- ・道路啓開、がれき撤去、流木撤去等の災害応急対策
- ・段差解消のための舗装修繕
- ・堤防等河川管理施設等の応急復旧
- ・代替路線が限定される橋梁や路面の復旧 等